平成２２年（フ）第２４７８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番11―1408号
債務者　平井　里美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５４３号
大阪府東大阪市友井４丁目８番44号
債務者　大石千代子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９９号
大阪府茨木市中村町14番12号
債務者　西岡　信善
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１６号
大阪府門真市元町20番20号
債務者　島　　和義
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４９号
大阪市平野区平野東１丁目７番25―107号
債務者　北川　尚幸
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７４号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番11―411号
債務者　松村　景子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９８号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番27号　梅月荘６号
債務者　立見　俊朔
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５３号
大阪府高槻市宮野町16番３号
債務者　山本　剛士
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１７２号
大阪府枚方市長尾元町６丁目21番７号
債務者　寺嶋　公男
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１３号
大阪府八尾市旭ケ丘５丁目85番地の１　15―103号
債務者　津村　絹子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４２号
大阪府東大阪市加納８丁目４番18号リーブハウス404号
債務者　東阪眞知美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７５号
大阪府東大阪市柏田東町６番32号
債務者　宇治　琴実（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５９２号
大阪府八尾市柏村町２丁目65番地の１　103号
債務者　ハー　ズイ　タム
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５３号
大阪府守口市金田町６丁目13番５号
債務者　川﨑　　勝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８６号
大阪府枚方市村野南町２番３―310号
債務者　松本なるみ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９０号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36―811号
債務者　道野　　淳
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９１号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36―811号、住民票上の住所大阪市住之江区南港中３丁目３番31―821号
債務者　道野由美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９２号
大阪府寝屋川市日新町17番34―105号
債務者　安倉　美佐
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部